経済産業省

20220511貿局第2号 輸出注意事項2022第19号 経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62 第11号)等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年5月13日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62 第11号)等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則 この規程は令和4年5月20日から施行する。 「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸出貿易管理令の運用について(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)

	改 正 後				現行				
$(1) \sim ($		2に掲げられている貨物に 第二号の解釈	上関する輸出の承認	(1) ~	2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)~(5) (略) (6)輸出令別表第2の3第二号の解釈 (略)				
輸出令別 表第2の 3第二号		解	积		輸出令別表第 2の3中解釈 を要する語	角军	积		
イ	(略)	(略)		1	(略)	(略)			
П	アナログ方式 のオシロスコ ープの部分品		他の用途に用いることがで きるものを除く。	П	アナログ方式 のオシロスコ ープの部分品	特別に設計した以下の 部品を含む。 イ ~ハ (略) 二 (略) ホ (略)	(新設)		
<u>/</u>	別表第2の3 貨物省令第3 条第三号中の 部分品		他の用途に用いることがで きるものを除く。	(新設)	(新設)		(新設)		
=	(略)	(略)	(略)	=	(略)	(略)	(略)		
ホ	(略)	(略)	(略)	ホ	(略)	(略)	(略)		
	別表第2の3 貨物省令第7 条中の電子計 算機及びその 附属装置	(略)	(略)		別表第2の3 貨物省令第7 条中の電子計 算機及びその 附属装置	(略)	(暗各)		

	<u>別表第2の3</u> 貨物省令第7		他の用途に用いることがで きるものを除く。		(新設)
	条第一号中の 附属装置並び				
	<u>にこれらの部</u> 分品				
	(昭)	(略)	(略)		(略)
	別表第2の3 貨物省令第7		内部相互接続機器(バックプレーン、バスなど)、受動		別表第2の3 貨物省令第7
	条第六号中の 附属装置		的なデータ転送接続機器、 ローカルエリアネットワー ク用機器又は通信チャネル		条第六号中の 附属装置
			カトローラーを除く。 他の用途に用いることがで きるものを除く。		
	別表第2の3 貨物省令第7 条第七号中の 部分品		他の用途に用いることができるものを除く。		(新設)
チ	別表第2の3 貨物省令第8 条第二号中の 伝送通信装置	(略)		手	別表第2の3 貨物省令第8 条第二号中の 伝送通信装置
	別表第2の3 貨物省令第8 条第二号中の 部分品及び附 属品		他の用途に用いることがで きるものを除く。		(新設)
	(略)	(略)	(略)		(略)
	プログラム 内蔵方式の電子式交換装置	(略)	(略)		プログラム 内蔵方式の電子式交換装置
	別表第2の3 貨物省令第8		他の用途に用いることがで きるものを除く。		(新設)

	(新設)		(新設)
	(略) 別表第2の3 貨物省令第7 条第六号中の 附属装置	(略)	(略) 内部相互接続機器(バックプレーン、バスなど)、受動的なデータ転送接続機器、ローカルエリアネットワーク用機器又は通信チャネルコントローラーを除く。
	(新設)		(新設)
<u>+</u>	別表第2の3 貨物省令第8 条第二号中の 伝送通信装置	(略)	
	(新設)		(新設)
	(略)	(略)	(略)
	プログラム 内蔵方式の電 子式交換装置	(略)	(晔)
	(新設)		(新設)

	条第三号中の 部分品及び附 属品 (略) 別表第2の 3貨物省令 第8条第六 号中のフェー ズドアレーア ンテナ	(略)	(略)		(略) 別表第2の 3貨物省令 第8条第六 号中のフェー ズドアレーア ンテナ	(略)	(略)
	別表第2の3 貨物省令第8 条第七号中の 部分品及び附 属品		他の用途に用いることがで きるものを除く。		(新設)		(新設)
	別表第2の3 貨物省令第8 条第八号中の 部分品		他の用途に用いることがで きるものを除く。		(新設)		(新設)
<u>/</u> \(\begin{align*} \begin{align*} \delta \\ \	<u>別表第2の3</u> <u>貨物省令第1</u> <u>1条中の暗号</u> <u>装置</u>	貨物等省令第8条第九号	法でいて判定する。 貨物等省令第21条第1項 第九号又は同項第九号の二 に該当するプログラムのみ により第8条第九号から第 十一号までのいずれかに該 当する貨物の有する機能と 同等の機能を実現するもの を除く。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
크	別表第2の3 貨物省令第1 2条中の部分 品		他の用途に用いることがで きるものを除く。	(新設)	(新設)		(新設)

<u>D</u>	別表第2の3 貨物省令第1 3条第一号中 の部分品		他の用途に用いることがで きるものを除く。	(新設)	(新設)		(新設)
Э	(略)	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)
タ	(略)	(略)	(略)	タ	(略)	(略)	(略)
ν	別表第2の3 貨物省令第1 7条第一号中 の感度	(略)		V	別表第2の3 貨物省令第1 7条第一号中 の感度	(昭)	
	別表第2の3 貨物省令第1 7条第二号中 の部分品		他の用途に用いることがで きるものを除く。		(新設)		(新設)
<u>"</u>	別表第2の3 貨物省令第1 9条第一号中 の部分品		他の用途に用いることがで きるものを除く。	(新設)	(新設)		(新設)
<u>+</u>	別表第2の3 貨物省令第2 1条中の部分 品及び附属品		他の用途に用いることがで きるものを除く。	(新設)	(新設)		(新設)
4	(略)	(略)	(略)	A	(略)	(略)	(略)
立	別表第2の3 貨物省令第2 4条中の部分 品		他の用途に用いることがで きるものを除く。	(新設)	(新設)		(新設)
/	別表第2の3 貨物省令第2 6条第一号中 の空気中で計 測された解像 度	(略)		<i>)</i>	別表第2の3 貨物省令第2 6条第一号中 の空気中で計 測された解像 度	(服各)	

	別表第2の3	他の用途に用いることがで		(新設)	(新設)
	<u> </u>	きるものを除く。			(4)(11)
	<u>員物自1972</u>	<u>さのりいを除て。</u>			
	の部分品				
		(4の円冷に用いてこしがつ		(新設)	(新設)
	別表第2の3	他の用途に用いることがで			(4)(11)
	<u>貨物省令第2</u>	きるものを除く。			
	6条第七号中 の部分品				
		U FIM FI II I I I		(サビニロ)	(∻τ'≕π)
	別表第2の3	他の用途に用いることがで		(新設)	(新設)
	貨物省令第2	きるものを除く。			
	6条第一三号				
	中の部分品及				
	<u>び附属品</u>		(4r=n)	(±r=π.\	(\ \\\-\
<u>オ</u>	別表第2の3	他の用途に用いることがで	(新設)	(新設)	(新設)
	貨物省令第2	きるものを除く。			
	7条第二号中				
	<u>の部分品及び</u>				
	附属品			(1)	(1)
	別表第2の3	他の用途に用いることがで		(新設)	(新設)
	貨物省令第2	きるものを除く。			
	7条第三号中				
	の部分品				
ク	別表第2の3	(略)	ク	別表第2の3	(略)
	貨物省令第2			貨物省令第2	
	8条第三号の			8条第三号の	
	航空機用のガ			航空機用のガ	
	スタービンエ			スタービンエ	
	ンジン及びそ			ンジン及びそ	
	の部分品			の部分品	
	別表第2の3	他の用途に用いることがで		(新設)	(新設)
	貨物省令第2	きるものを除く。			
	8条第三号中				
	の部分品				
	l l				

	別表第2の3	(略)	他の用途に用いることがで		別表第2の3	(略)	(新設)
	貨物省令第2		きるものを除く。		貨物省令第2		
	8条第四号の				8条第四号の		
	航空機の部分				航空機の部分		
	口口				品		
	別表第2の3		他の用途に用いることがで		(新設)		(新設)
	貨物省令第2		きるものを除く。				
	8条第五号中						
	の部分品						()
ヤ	別表第2の3		(略)	ヤ	別表第2の3		(略)
	貨物省令第2				貨物省令第2		
	9条の落下傘		// H3/A H3		9条の落下傘		(Jacom II)
	別表第2の3		他の用途に用いることがで		(新設)		(新設)
	貨物省令第2		<u>きるものを除く。</u>				
	9条中の部分 品及び附属装						
	置						
7	別表第2の3		他の用途に用いることがで	(新設)	(新設)		(新設)
	貨物省令第3		きるものを除く。		(村(政)		(材)取)
	0条中の部分		<u>C </u>				
	品						
<u> </u>	量子計算機	重ね合わせ、干渉、もつ	れなど、量子状態の集合的性	(新設)	(新設)	(新設)	
		質を利用して計算を行う		VI/IBA)	(DIBA)	VIVIBA	
	別表第2の3		他の用途に用いることがで		(新設)		(新設)
	貨物省令第3		<u>きるものを除く。</u>				
	3条第一号中						
	の部分品						
	量子プロセッ	超伝導方式、量子アニ			(新設)	(新設)	
	シングユニッ						
	<u>ト、量子ビッ</u>						
	ト回路、量子						
	ビットデバイ	冷却原子方式を含む。					
=	<u>ス</u>	2540474 75 %产生扩大	(CLM) 声控入屋1、12	(Jan-17)	(/ der • = T . \	
<u>テ</u>	パウダーベッ	選択的レーザー溶融法	(SLM)、直接金属レーザー	(新設)	(新設)	(新設)	

	<u> ド方式</u>	焼結法 (DMLS) 、電子ビーム溶融法 (EBM) によ				
		<u>るものをいう。</u>				
	バインダージ	指向性エネルギー堆積法 (DED) によるものをいう。		(新設)	(新設)	
	<u>ェッティング</u> 方式					
		+11-4-V4-4m1112 - 4-1112 - 1112 - 11		(キビニロ)	(本ビニロ)	
	<u>エネルギー材</u> <u>料の製造用</u>	超音波押出しを用いた 装置を含む。		(新設)	(新設)	
	液槽光重合方式	ステレオリソグラフィ (SLA) 、又は、デジタルライトプロセッシング (DLP) によるものいう。		(新設)	(新設)	
<u>r</u>	印刷方式	プリンテッドエレクトロニクス又はプリンタブルエ レクトロニクスともいう。	(新設)	(新設)	(新設)	
<u>#</u>	微小な電気機械システム	チップ形式のセンサー (圧力膜、ベンディン グビーム又はマイクロ アジャストデバイスを	(新設)	(新設)	(新設)	
		<u>含む。)を含む。</u>				
<u> </u>	ポンプ	<u>ゲッター型、ターボ分子型、拡散型、クライオ型、イ</u> オン型をいう。	(新設)	(新設)	(新設)	
	超高真空装置	100ナノパスカル以下のものをいう。		(新設)	(新設)	
<u>×</u>	極低温用に設 計した冷却装 置	希釈冷凍機、断熱消磁 冷凍機及びレーザー冷 却システムを含む。	(新設)	(新設)	(新設)	
	別表第2の3 貨物省令第4 0条第二号中 の部分品	他の用途に用いることがで きるものを除く。		(新設)		(新設)
<u>고</u>	数値制御	数値データ (通常、動作が進行中に読み取られる。) を扱う装置によって行われるプロセスの自動制御を いう。(国際規格 ISO 2 3 8 2 (2015)参照)	(新設)	(新設)	(新設)	
	別表第2の3 貨物省令第4 3条第二号中 の工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作 機械にあっては、可能な全ての加工方法に対し、関係 する全ての規制項目を確認し判断すること。 旋削、フライス削り又は研削の能力に加えて積層造形		(新設)	(新設)	

		ı	
	の能力を有する工作機械は、関係する規制項目を確認 し判断すること。		
輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を	(新設)	(新設)
	規定する命令に従って動作する2軸以上の数値制御		
	運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化		
	するので、必要な輪郭が生成される。 (国際規格 ISO		
	2806 (1994) 参照)		
輪郭制御をす	輪郭制御をするために同時に関連づけて制御できる	(新設)	(新設)
ることができ			
る軸数			
電子制御装置	電子装置であって、工	(新設)	(新設)
	作機械の有している運		
	動制御機能と組合わさ		
	れることにより輪郭制		
	御をすることができる		
	<u>ものを含む。</u>		
電子制御装置	電子制御装置を実装し	(新設)	(新設)
を取り付ける	ていない数値制御工作		
ことができる	機械を含む。		
<u>もの</u>			
直線軸の全長	国際規格 ISO 2 3 0 / 2 (2006) の直線軸に関す	(新設)	
について測定	る測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定		
したときの位	<u>するものとする。</u>		
置決め精度	<u>イ 測定条件</u>		
[別表第2の	(一) 測定の12時間前及び測定中においては、工		
3貨物省令第	作機械及び位置決め精度測定装置は、同じ環境		
43条第二号			
口(一)、(二)	に工作機械のスライドは、本測定と同じ方法で		
及び (三) 中	周期的な連続運転を行うこと。ただし、工作機		
の位置決め精			
度の測定方	温度等に対して平衡状態を保ち、かつ、当該工		
<u>法</u>]	作機械の機体の温度が平衡に達していること		
	を確認することができれば、上記条件(測定前		
	に工作機械及び測定装置を同一環境温度下に		

置く時間)を満足しなくともよい。		
(二) 工作機械は、輸出される形態で装備するすべ		
ての機械的、電子的又はソフトウェアによる補		
正を行って測定すること。		
(三) 測定に用いる測定装置の測定精度は、被測定		
の工作機械の位置決め精度の4倍より良い精		
度であること。なお、レーザー測定装置を使用		
する場合には、温度、気圧、湿度等の影響を避		
けるために、エアーセンサー及び物体温度セン		
サーを使用した自動補正又は手動補正を適宜		
<u>行うこと。</u>		
(四) スライド駆動のための電源は、次のすべてを		
満足すること。		
1 電源の電圧変動は、公称電圧のプラスマイ		
ナス10パーセント以下であること。		
2 周波数変動は、標準周波数のプラスマイナ		
ス2ヘルツ以下であること。		
3 停電又は電源の遮断があった場合には、慣		
らし運転及び測定を始めから行うこと。		
ロ 測定プログラム		
<u>- 例とノビグノム</u> (一) 位置決め精度の測定中の送り速度(スライド		
の速度)は、早送り速度とすること。ただし、		
鏡面仕上げ用工作機械にあっては、当該送り速		
度は、毎分50ミリメートル以下とすること。		
(二) 位置決め精度の測定は、目標位置へ動くのに		
その都度出発位置に戻ることなく、軸の可動範		
囲の一端からインクレメンタルの方法で行う		
<u>こと。</u>		
(三) 一つの軸の位置決め精度の測定中にあって		
は、測定されていない軸のスライドを可動範囲		
<u>の中央に置くこと。</u>		
ハ 測定結果の表示方法		
位置決め精度の測定結果の表示には、国際規格 ISO		
2 3 0 / 2 (2 0 0 6) の表 2 (Typical test		
results) 及び図2 (Bidirectional accuracy and		
repeatability of positioning) に倣った表及び図を		
Tepearanity of positioning/ (Chx)/C3x/X (12/2)		

	含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラム			1
	さみ、実際に設定した例だ条件及び例だフログノム についても併せて表示すること。ただし、			
	Repeatability (R) に関するものの表示を除く。			
	二 測定結果の評価方法			
	(一) 位置決め精度の数値は、国際規格 ISO 2 3 0			
	(A) の数値とする。			
	(二) 位置決め精度の数値は、国際規格 ISO 2 3 0			
	/2(2006)に定義される測定の不確かさを考慮			
	に入れない。			
<u>旋削</u>	被加工物を回転させて工具による切削を行うことを	(新設)	(新設)	
	<u>いう。</u>			
	被加工物を回転させ		(新設)	
	て、工具を用いて穴を			
	くり広げることを含			
	<u>t.</u>			
フライス削り	回転工具を用いて切削を行うことをいう。	(新設)	(新設)	
	回転工具を用いて穴を		(新設)	
	くり広げることを含			
	<u>t.</u>			
加工中に中心	工具を保持するティルティングスピンドルをいう。	(新設)	(新設)	
線の他の軸に	フライス削り又は研削をすることができる工作機械		(新設)	
対する角度を	を対象とする。			
変更すること				
ができるスピ				
ンドル			4	_
別表第2の3	旋削をすることができる工作機械を対象とする。	(新設)	(新設)	
貨物省令第4				
<u>3条第三号イ</u> (二) 中のス				
ピンドル				
	2.6.0年(1.回転)以	/並に手爪\	(±c=n\	-
回転軸	360度 (1回転) 以 上回転しない回転軸を	(新設)	(新設)	
	上凹転しない凹転軸を 含む。			

	別表第2の3 貨物省令第4 3条第四号中 の部分品	他の用途に用いることがで きるものを除く。		(新設)		(新設)
	両方向位置決めの繰返し性	国際規格 ISO 2 3 0 / 2 (工作機械の試験通則第2部)の2.11に規定された手順を使い、この条件の下で求められた軸に沿った又はその周りの任意の位置での繰返し位置決め精度の最大値をいう。		(新設)	(新設)	
<u>Ľ</u>	クローキング 又は適応型の 迷彩に用いら れる材料	<u>負の屈折率を持つ材料</u> <u>(メタマテリアルを含む。) を含む。</u>	(新設)	(新設)	(新設)	
논	印刷方式	プリンテッドエレクトロニクス又はプリンタブルエ レクトロニクスともいう。	(新設)	(新設)	(新設)	

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分) ○ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について(令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第10号)

改 正 後	現 行
1 適用品目等 (1)輸出令別表第2の3に掲げる貨物(同表第二号 <u>フからモまで</u> 及び第三号に掲 げる貨物を除く。)のベラルーシを仕向地とするもの	1 適用品目等 (1)輸出令別表第2の3に掲げる貨物(同表第二号 <u>フ</u> 及び第三号に掲げる貨物を除 く。)のベラルーシを仕向地とするもの
(以下、略)	(以下、略)